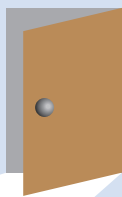


経営指導 相談室



マイナンバー制度について

マイナンバー（個人番号）は、税と社会保険、そして災害対策の行政手続きに役立てるものです。平成27年10月から国民の一人一人に12桁の個人番号と法人には13桁の法人番号を含む通知カードが届けられます。まず税と社会保険の分野が平成28年1月から始まります。

税の分野では、まず扶養控除申告書から始まり源泉徴収票等の税務署や行政機関に提出する法定調書等に、従業員や法人のマイナンバーを記載することになります。**社会保険の分野**では、まず雇用保険関係が平成28年から、社会保険関係が平成29年から始まります。主なポイントは下記の4項目になります。

- (1) **取得** 会社がマイナンバーを取得するときは、原則通知カードと免許証等により身元確認を行います。（ほかの確認方法もあり）

- (2) **利用・提供** 税の分野では先に述べた扶養控除申告書から法定調書等、雇用保険では資格取得（喪失）届等の提出の際マイナンバーが必要になります。
- (3) **保管・廃棄** 目的以外の利用は禁止され、必要がある場合に限り保有することができます。また、必要がなくなったら廃棄・削除が必要になります。
- (4) **安全管理措置** 一番大切なことがこの安全管理措置です。このマイナンバーを紛失したり漏えいすると罰則があります。この安全管理措置の主なものとしては、次の4つが考えられます。

- ①**組織的安全措置** 責任者や担当者を明確にし、取扱規定、内部規定等に取り扱うマイナンバー情報を明確にすること。マイナンバーの持ち出し削除・廃棄の記録。
- ②**人的安全管理措置** 秘密保持誓約書の締結や就業規則への記載。担当者への教育。
- ③**物理的安全管理措置** マイナンバーを取り扱う「取扱い区域」とサーバールーム等の「管理区域」の区別をすることが望ましいこと。
- ④**技術的安全管理措置** 事務取扱担当者ごとにIDパスワードを付与すること。ファイアウォール等によりウイルス対策等のセキュリティー対策を講ずること。

※ただし、小規模な事業所では対応できない場合は紙ベースでの安全対策等や、また、事務所スペースに応じて、臨機応変に対応することが肝要かと思えます。

専門相談員 社会保険労務士 山崎啓司

赤い羽根だより

じぶんの町を良くするしくみ
～やさしい思いを届けます～

赤い羽根共同募金運動が始まります



今年も赤い羽根共同募金運動が、10月1日から全国一斉に展開されます。

赤い羽根共同募金にお寄せいただくやさしい思いは、じぶんの町を良くする活動を支援するために使われます。例えば、高齢者サロンの運営や点訳ボランティア、児童の登下校の見守りなど安心して暮らすことができる地域づくりのための活動や地域から孤立をなくすための活動、災害時においてボランティアの方々を支援するための活動などに、その思いを届け応援します。皆様方のあたたかいご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

石川県の目標額 2億1,719万円 { 一般募金 1億2,491万円
歳末たすけあい募金 9,228万円

募金の使いみち

- 安心して暮らせる地域づくり事業や高齢者・障害者・子育てを支援する事業への助成
 - ・各市町で事業を実施する団体等へ 9,567万円（災害等準備金取崩配分641万円を含む）
 - ・県全域で事業を実施する団体等へ 361万円（災害等準備金取崩配分32万円を含む）
 - ・歳末たすけあいの事業を実施する団体等へ 8,826万円
- 大規模災害時におけるボランティア活動を支援するための災害等準備金の積立て 655万円
- 赤い羽根や募金箱などの資材費や事務局運営などの運動推進費 2,983万円



共同募への寄付には税制上の優遇措置があります。

※詳しくはHPをご覧ください

法人の寄付 全額損金算入となります。

個人の寄付 所得税…所得控除または税額控除を選択できます。

住民税…税額控除が受けられます。



社会福祉法人

石川県共同募金会



〒920-8557 金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館2階
TEL. 076-208-5757 FAX. 076-222-8900

URL : <http://www.akaihane-ishikawa.or.jp>

ふれあいネットワーク
社会福祉 第264号
(平成27年9月発行)

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会
金沢市本多町3-1-10 TEL : 076-224-1212
FAX : 076-222-8900
URL : <http://www.isk-shakyo.or.jp/>

